

輪島市監査公表第 13 号

地方自治法第199条第4項の規定により執行した監査の結果について、
同条第9項の規定に基づき次のとおり公表します。

平成26年2月13日

輪島市監査委員 湊 良 作



輪島市監査委員 中 山 勝



定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象課

平成26年2月7日（金）教育委員会庶務課

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 湊 良 作

4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた平成25年度の監査資料（平成25年4月から12月まで）に係る事務事業全般及び平成24年度関連分の監査資料を中心に、担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に一部について次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

○鳳至小学校大規模改造・耐震補強工事の施工については、平成26年3月中旬完成に向け取り組まれている。引きつづき関係機関との連絡を図り、適正な工事管理に努められたい。また、既存の学校施設についても施設の現状の点検・評価を行い、必要な予防措置を計画的に講じていくことが大切である。学校教育等に関わる関係者の参画の下、安全対策を検討していくことを望む。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。